

いわきの保存樹木・保存樹林



いわき市

目次

Contents

●保存樹木・保存樹林制度について	1
●保存樹木	2～9
●保存樹林	10～11
●樹木について	12～14
●保存樹木・樹林位置図	

いわき市の木・花



くろまつ（昭和46年10月1日制定）

当地方の季候、風土は松の育ちに適しており、「いわき七浜」の白砂青松の景勝と陸前浜街道の松並木はひろく知られています。松は百木の長といわれ成長力が強く、造園の核となるものとして欠かせず、本市の発展を象徴しています。



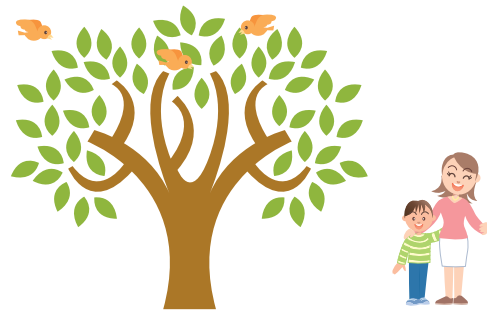
つつじ（昭和48年3月20日制定）

「つつじ」類は、野生種のほか園芸品種が多く、造園・盆栽等ひろく一般に栽培されています。本市にはつつじで有名な公園や野生の群落があり、開花の季節にはいろいろな色彩の花が美しく、人々に親しまれています。

保存樹木・保存樹林制度について

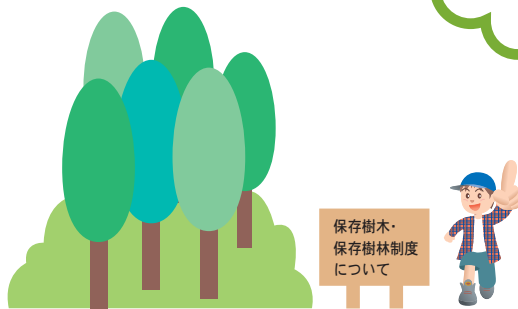


自然環境と美観風致の維持確保



潤いのある市民生活

制度概要



緑化推進と緑化知識の啓発



巨木・古木を後世に残す

これらを目的として、「いわき市緑の保護及び緑の育成に関する条例」に基づき、樹木又はその集団を保存樹木又は保存樹林として指定し、大切に保存していく制度です。

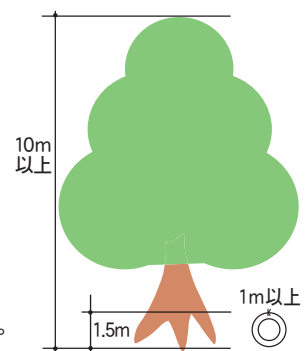
指定基準

樹 木 次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容（木のすがた）が美観上特にすぐれていること。

- ① 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上であること。
- ② 高さが10m以上であること。
- ③ 株立ちした樹木で、高さが2.5m以上であること。
- ④ はん登（つる）性樹木で、枝葉面積が25㎡以上であること。

樹 林 次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれていること。

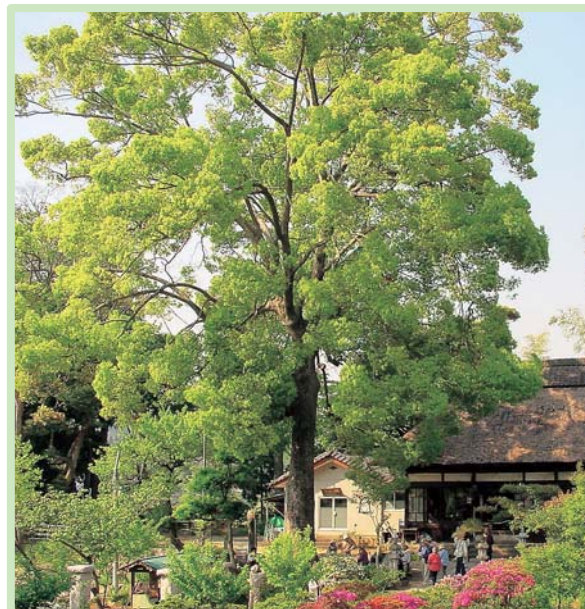
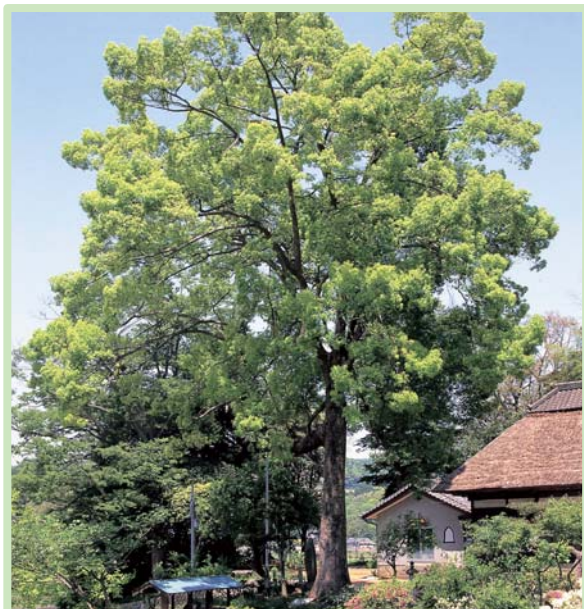
- ① その集団の存する土地の面積が300㎡以上であること。
- ② 生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30m以上であること。



条例関係

「いわき市緑の保護及び緑の育成に関する条例」のうち、保存樹木・保存樹林制度に係る規定の概要は次のとおりです。

- 第5条関係 良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するために、所有者の同意を得て指定する。また、あらかじめ環境緑化審議会の意見を聞かなければならない。所有者に対し、枯損の防止その他の保全について必要な助言及び援助をする。
- 第6条関係 保存樹木等を指定したときは、これを表示する標識を設置する。
- 第7条関係 何人も大切に保全するよう努める。また、所有者は枯損の防止その他の保全に努める。
- 第9条関係 所有者は、伐採・譲渡するときはあらかじめ、また、滅失・枯死があったときは遅滞なく市に届け出をする。



指定15 クスノキ

■所在地／平小泉字東164（瑞光寺）

■樹 高／24.7m

■指 定／S53. 3. 10

■幹 周／2.7m

暖温帯照葉樹林域南部の樹木で北限は茨城県です。湿った肥沃な土地を好み巨木になり、半球状の樹冠はたくましい姿であり、公園や学校によく植えられます。

波打つ葉の葉脈がはっきり見え、葉をもみ、材を削ると芳香がたどよい樟脳油がとれます。葉はアオスジアゲハ（蝶）の幼虫が食べます。



指定16 クスノキ

■所在地／錦町御宝殿31

■指 定／S53. 3. 10

■樹 高／20.0m ■幹 周／4.0m

暖温帯照葉樹林域南部の樹木で、自生の北限は茨城県ですが保護すれば育ちます。湿った肥沃な土地に育ち、巨木になり、半球状の樹冠は壮大でたくましい印象を与えます。葉をもみ、材を削ると芳香がたどよい、樟脳油がとれます。

寺社の植栽木は明治28年、日清戦争の戦勝祈願に植えたといわれます。



指定17 ヤマナシ

■所在地／内郷小島町花輪

■指 定／S53. 3. 10

■樹 高／17.0m ■幹 周／1.9m

中国・日本の暖帯温帯に育つ樹木で、山腹から谷すじの湿っぽく明るい土地に自生します。ナシはこれを元に栽培され園芸品種化されたもので多くの品種がつけられました。この木は植えられたものと思われますが、いわきの銘果の起源を訪ねるにあたり有用です。